

質問に対する回答(岐阜県出産・子育て応援ギフトサイト構築等業務委託)

R5.5.23 子育て支援課

No	質問項目	質問内容	回答
1	応援ギフトの費用	今回の予算内には応援ギフトの費用は含まれるのかどうか。	・仕様書5、6(6～10ページ)に記載の内容を委託するものです。
2	応援ギフトの費用が予算に含まれない場合の応援ギフトの提示の仕方	<p>応援ギフトの費用が予算に含まれない場合、評価項目の2-②③について、ギフトの内容や価格の提示が必要と理解しておりますが、どのように提案することになるのでしょうか？</p> <p>例えば、提案時に裏取りをする必要があるのかどうか。</p> <p>応援ギフトを提供する別の企業名を提示する必要があるのかどうか、どのような形で評価項目に関する内容を提示するイメージとなりますでしょうか？</p> <p>応援ギフトの費用が予算に含まれない場合、評価項目の2-②③について、ギフトの内容や価格の提示が必要と理解しておりますが、どのように提案することになるのでしょうか？</p> <p>例えば、提案時に裏取りをする必要があるのかどうか。</p> <p>応援ギフトを提供する別の企業名を提示する必要があるのかどうか、どのような形で評価項目に関する内容を提示するイメージとなりますでしょうか？</p>	<p>・仕様書4(2)にありますように、商品のほか金額も具体的にご提案をお願いします。また、公募要領の31ページの別表に記載のとおり、ギフト商品の内容や価格は評価基準としております。</p> <p>・仕様書12ページにありますように、業務内容の詳細については、プロポーザル方式により選定された事業者との協議により、改めて仕様書を作成し決定します。また、本仕様書は県が本事業を実施する事業者を求める業務の水準を示したものであり、事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができます。ただし、本事業の委託期間にわたって要求水準を遵守しなければならないものとされております。</p>
3	公募要領 第3-1 参加者要件(9) プライバシーマーク制度の認定について	当社はプライバシーマークではなく、同等資格であるISO27001(ISMS)を担当事業部にて取得していますが、プロポーザルへの参加は可能でしょうか。	<p>・公募要領第3の1参加者要件にあるとおり、今回のプロポーザルへの参加者へはプライバシーマークの取得を求めています。</p> <p>・本事業は、県民向けのシステム構築を業務内容とし、妊娠や子の出生といった極めて繊細な個人情報を取り扱います。このことから、委託業者には、法人全体で個人情報を保護する体制を整備し、情報漏洩を防いでいただく必要があります。</p> <p>・県は、本事業の実施にあたって、個人情報の保護について最重要事項と捉えており、法人が組織として、詳細なマネジメントシステムのもと個人情報を適切に管理・取り扱うことが求められるプライバシーマークの取得を参加要件としています。</p>
4	仕様書 P5 4 専用サイトの概要 (2)③商品内容	商品券類(子育て関連商品を購入する際に使用できる電子マネー等)を選択可能商品として含めた提案は可能か。	<p>・仕様書4ページにあるとおり、本事業目的は、県内市町村のサービスを均てん化するとともに、真に子育て支援に資する物品やサービスを提供することにあります。したがって、その範囲内で、商品券類を選択可能商品として含めることは可能です。</p> <p>・ただし、その場合も、アルコール類、たばこ、遊技場入場券、資産形成価値の高いもの(株、金等)の購入は対象外としてください。</p>

5	仕様書 P9-6 システム構築後の運用	システム構築後の運用について、全市町村が本ギフトサイト運用をする認識でよろしいでしょうか。または一部の市町村において現金給付もしくは本運用以外の給付を実施することはありますか。	・県としては全市町村にギフトサイトを運用していただきたいと考えており、働きかけてまいりました。また、今後も働きかけていきます。 ・「出産・子育て応援ギフト」事業は市町村が運営主体となることから、本ギフトサイトを運用するかどうかは、市町村が決定することとなります。
6	仕様書 P10-④ 精算業務ア	仕様書6-(3)-④-アでは市町村への返還期限を明記されていることから、委託事業者へはポイント付与時に対象者ひとりにつき5万円分(税込み)の支払いが各市町村より発生する認識でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
7	仕様書別紙1-専用サイト等のイメージ	構築後の運用は各市町村の委託契約となるが、プロモーション業務や運用にかかる費用の予算を各市町村は持っていますか。それとも商品代に含めることになりませんか。	・本事業において活用する「出産・子育て応援交付金」(国から市町村に対する補助金)では、事業事務(現金以外のクーポン発行等)のために必要な委託費等の経費が対象経費とされる予定です。 ・運用業務に係るコスト及び市町村ごとの費用負担額については提案事項とさせていただきます。
8	仕様書『① 情報セキュリティに関する特記事項 第10条』 および『② 個人情報取扱特記事項 第11条』について 内容	再委託に関する規定について、上記①と②でそれぞれ規定が異なりますが、発注先選定後に書面をご提出すれば良いでしょうか。 29日迄にご提出すべきか否かご教示お願いいたします。	・仕様書の別記1(情報セキュリティに関する特記事項)及び別記2(個人情報取扱特記事項)の記載にあるとおり、再委託については、発注者への報告または承諾を得る必要があります。 ・また、発注者への報告または承諾を得る際は、それぞれの規定の事項について書面にする必要があります。 ・したがって、発注先選定後に発注者と業務内容について打ち合わせ等を行い、再委託する業務内容について検討のうえ、発注者へ報告し承諾を得てください。
9	仕様書 事務局運営業務の電話番号について	① お問い合わせ番号はフリーダイヤル、ナビダイヤル可否 ② 市町村からの問合せ対応は専用番号ご用意する必要否 ③ 貴庁と業務や報告に関する確認対応は専用番号ご用意する必要否	・仕様書の6(3)①アにあるとおり、問合せの受付から解決に至るまでのサービスレベルについては提案事項としています。 ・したがって、公募要領第2の4にある委託費の上限(29,945,080円(消費税及び地方消費税込み))の範囲内で対応が可能なサービスを提案してください。
10	公募要領 P25 第2-4 委託費の上限 について	委託費の上限29,945,080円の内訳をご教授いただけますでしょうか。	・公募要領の第3の2にあるとおり、仕様書を踏まえ規定の項目について企画提案書を作成いただくものであることから、委託費の上限の範囲内で、かかる経費の内訳を検討し提案してください。
11	仕様書P7 ポイント種別(出産応援・子育て応援)で分けて表示できることについて	出産応援・子育て応援で付与される各50,000ポイントを合算し、100,000ポイントとして利用できるシステムが必要となりますでしょうか。	・仕様書の2にあるとおり、県内の市町村では、妊娠時と出産後に各5万円の応援ギフトを配布しているのであり、対象者のすべてが妊娠から子育て期に至るものではないことを踏まえ、システムを構築してください。

12	公募要領 P25 第3-1参加者要件について	「複数の法人等で構成される団体」について、JV(共同企業体)での参加は可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務委託では、妊娠や子の出生といった極めて繊細な個人情報を取り扱うため、情報管理の観点から、複数の法人等で構成される団体の応札は認めていません。</li> <li>・なお、再委託については、原則として認めておりませんが、質問No.8の回答のとおり、発注者への報告または承諾を得た場合はこの限りではありません。</li> </ul>
13	公募要領 P26 2企画提案書の作成について	企画提案書の様式はWordやPowerPoint等の指定はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要領にて企画提案書の様式は規定しておりません。</li> <li>・なお、公募要領の第4の2(4)にあるとおり、評価会議当日のプレゼンテーションは、企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。</li> </ul>